

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十一号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表一の項中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。

第八条の表一の項中「銃砲」を「銃砲等」に、

法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査（六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）	許可申請のとき。
--	----------

法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の	許可申請のとき。
-----------------------------	----------

を

<p>許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査に他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円)</p>	
<p>法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可</p>	<p>許可申請のとき。</p>

に改め、同表二の項から四の項までの規定

可の申請を行う場合  
 における当該他の同  
 号の規定に基づくク  
 ロスボウの所持の許  
 可の申請に係る審査  
 にあつては、四千三  
 百円)

中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同表五の項を次のように改める。

<p>五          猟銃若しくは          空気銃又はク          ロスボウの所          持許可更新手          数料</p>	<p>法第七条の三第二項の          規定に基づく法第四条          第一項第一号の規定に          よる猟銃若しくは空気          銃又はクロスボウの所          持の許可の更新の申請          に対する審査</p>	<p>新たな許可証の交付          を伴う法第七条の三          第一項の規定に基づ          く猟銃又は空気銃の          所持の許可の更新の          申請に係る審査 七          千二百円（当該申請          を行う者が同時に他          の同項の規定に基づ          く猟銃又は空気銃の          所持の許可の更新の          申請を行う場合にお          ける当該他の同項の          規定に基づく猟銃又          は空気銃の所持の許          可の更新の申請に係          る審査及び当該申請          を行う者が同時に法          第四条第一項第一号          の規定に基づく猟銃</p>	<p>更新申請          のとき。</p>
--	---	---	-------------------------------

<p>又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)</p>	
<p>新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持</p>	<p>更新申請のとき。</p>

<p>の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)</p>	
<p>新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所</p>	<p>更新申請のとき。</p>

<p>持の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)</p>	
<p>新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を</p>	<p>更新申請のとき。</p>

			行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

第八条の表七の項中「並びに」を「及び」に、「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同表中十五の項を十六の項とし、八の項から十四の項までを九の項から十五の項までとし、七の項の次に次のように加える。

八	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	法第五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円	受講申込みのとき。
			その他の者に対する講習会 六千九百円	受講申込みのとき。

第八条の表に次のように加える。

十七	クロスボウ射撃資格認定手数料	法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	九千三百円（当該申請を行う者が同時に他の法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行	認定申請のとき。
----	----------------	--	--	----------

う場合における当該 他の同項の規定に基 づく射撃練習を行う 資格の認定の申請に 係る審査にあつては、 五千六百円)

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。